【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年1月16日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼執行役社長 渡邊　国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型 野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型 野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型 野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成26年7月19日から平成27年7月17日まで) 野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型 1兆円を上限とします。 野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型 1兆円を上限とします。 野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 1兆円を上限とします。 野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 1兆円を上限とします。 野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 1兆円を上限とします。 野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型 1兆円を上限とします。 野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成26年 7月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報　第1ファンドの状況　5運用状況

第二部ファンド情報　第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（１２）その他

＜訂正前＞

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(「マネープールファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、商品市場（商品取引所法第2条第9項に規定する商品市場および商品市場に相当する外国の市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止（マネープールファンドを除く）、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

③スイッチング

「野村金先物投信（通貨選択型）」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位※でスイッチングができます。

※全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は1口単位とします。

スイッチングとは、「野村金先物投信（通貨選択型）」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「野村金先物投信（通貨選択型）」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

なお、「マネープールファンド（年2回決算型）」は、「年2回決算型」の各ファンドからのスイッチング以外によるお買付はできません。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第二部　ファンド情報　第１ファンドの状況　４手数料等及び税金」をご覧下さい。）

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

④申込不可日

各コースは、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（申込不可日といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合。

○申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合。

・ニューヨーク商品取引所

・ニューヨークの銀行

・ロンドン証券取引所
・ロンドンの銀行
・ルクセンブルグの銀行

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

＜訂正後＞

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(「マネープールファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、商品市場（商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場および商品市場に相当する外国の市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止（マネープールファンドを除く）、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

③スイッチング

「野村金先物投信（通貨選択型）」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位※でスイッチングができます。

※全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は1口単位とします。

スイッチングとは、「野村金先物投信（通貨選択型）」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「野村金先物投信（通貨選択型）」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したも

のをいいます。

なお、「マネープールファンド（年2回決算型）」は、「年2回決算型」の各ファンドからのスイッチング以外によるお買付はできません。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第二部　ファンド情報　第１ファンドの状況　４手数料等及び税金」をご覧下さい。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

④申込不可日

各コースは、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（申込不可日といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合。

○申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合。

・ニューヨーク商品取引所
・ニューヨークの銀行
・ロンドン証券取引所
・ロンドンの銀行
・ルクセンブルグの銀行

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

＜更新後＞

■委託会社の概況(平成26年11月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月１日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成９年(1997年)10月１日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月１日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	5,150,693株	100%

２投資方針

（２）投資対象

＜更新後＞

＜各コース＞

米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、米国の金先物取引等を実質的な主要取引対象とします。

※各コースは、各々以下の円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、各コースは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンド名	投資対象
豪ドルコース （毎月分配型）/（年2回決算型）	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD
	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

ブラジルレアルコース （毎月分配型）/（年2回決算型）	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスBRL
	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド
南アフリカランドコース （毎月分配型）/（年2回決算型）	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスZAR
	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

◆デリバティブの直接利用は行ないません。

＜マネープールファンド＞

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

◆ファンドは、親投資信託である「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

◆投資対象について、詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

■「ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD／BRL／ZAR」の主要投資対象■

◆米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とします。

◆米国の金先物取引等を主要取引対象とします。

◆外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

◆詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

■「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」の主要投資対象■

◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

◆運用方針については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜各コース＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である(※)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マ

ネーポートフォリオ　マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券に係る運用の指図は、委託者が運用の基本方針に沿ったものとして選定した証券であり、かつ、運用の指図を行なうものとして別に定める証券（「別に定める投資信託証券」といいます。）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧願います。

「豪ドルコース」の場合	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD
「ブラジルレアルコース」の場合	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスBRL
「南アフリカランドコース」の場合	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスZAR

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

＜マネープールファンド＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「（5）投資制限　当該ファンドの⑧および⑨」に定めるものに限ります。）に係る権利
   ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーポートフォリオ　マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債※に限ります。）

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)投資対象とする外国投資信託について

ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド（クラスAUD、クラスBRL、クラスZAR）（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象 （主要取引対象）	・米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券 ・金を対象とした米国の先物取引等のデリバティブ取引等（以下「米国の金先物取引等」）
投資方針	・米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、米国の金先物取引等を主要取引対象とし、米国の金先物価格のトレンドを概ね捉えるとともに各クラスで定められた通貨への投資効果を追求することを目的として運用を行ないます。 ・米国の金先物に対する実質的なエクスポージャーを、原則として純資産総額の90%～110%の範囲に保つことを目指します。 ・ファンドには3つのクラス（クラスAUD、クラスBRL、クラスZAR）があり、クラスごとに、米ドル建て資産について、原則として、米ドルを売り、各クラスの通貨を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。
主な投資制限	・現物の商品の売買は行ないません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および共同投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	当初設定日（平成21年8月3日）より3年経過後において、全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	インベステック・アセット・マネジメント・リミテッド
共同投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.36%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物取引等のデリバティブ取引等に要する費用、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（5年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

＜参考＞運用体制

「ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド」の米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券および米国の金先物取引等の運用は投資顧問会社であるインベステック・アセット・マネジメント・リミテッド（インベステック社）が行ないます。

◆インベステック社における運用は、コモディティ・資源運用チームおよびディーリング・デスクにより行なわれます。

◆コモディティ・資源運用チームは、商品および資源分野に関して高度な知識、豊富な経験をもつメンバーで構成されます。

◆ディーリング・デスクは先物取引の執行を担当し、商品に特化したディーラーを含むメンバーで構成されています。商品分野において経験豊富なディーリング担当者により売買が執行されます。

◆インベステック社におけるリスク管理については、ポートフォリオ構築時に実施するリスクコントロールに加え、独立したコンプライアンスチームが、投資ガイドラインに沿って運用されていることを継続的にモニタリングしています。

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

②残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（５）投資制限

＜訂正前＞

＜各コース＞

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第19条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合

の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜マネープールファンド＞

①株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

⑦投資する株式の範囲（約款第19条）

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券およ

び組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象　当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象　当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象　当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩有価証券の貸付の指図および範囲（約款第24条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪公社債の借入れ（約款第25条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑫資金の借入れ(約款第31条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜訂正後＞

＜各コース＞

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第19条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜マネープールファンド＞

①株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

⑦投資する株式の範囲（約款第19条）

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象　当

該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象　当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象　当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(vi)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩有価証券の貸付の指図および範囲（約款第24条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪公社債の借入れ（約款第25条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑫資金の借入れ(約款第31条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

３投資リスク

＜更新後＞

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

＜各コース＞

[金先物の価格変動リスク]

ファンドは投資対象である外国投資信託を通じて金先物取引等を利用しますので、金先物の取引価格の変動により、ファンドの基準価額は変動します。特に金先物市場は、流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、金先物の取引価格が著しく不安定となり、ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

[為替変動リスク]

各コースは、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として米ドルを売り、各コースの通貨を買う為替取引を行ないますので、各コースの通貨の対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円での為替変動の影響も受けることとなります。

一部のコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

また、各コースの通貨の金利が米ドル金利より低い場合、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。

[取引先リスク]

ファンドは投資対象とする外国投資信託を通じてデリバティブ取引等を利用しますので、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）があります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

＜マネープールファンド＞

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適

用はありません。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆各コースは、主に以下の要因等により、米国の金先物価格のトレンドを捉えられない場合があります。

・設定当初、ポートフォリオの構築に一定の日数を要する場合
・設定・解約等による資金の流出入から、実際に金先物取引を行なうまでのタイミングのずれ
・市場の大幅な変動や流動性の低下等により、金先物取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
・金先物取引において、業者間の取引所外取引を利用した場合
・金先物取引のロールオーバー時の限月間の価格差（スプレッド）による影響
・その他売買手数料等

また、設定・解約等による資金の流出入から、実際に為替に関する取引を行なうまでのタイミングのずれ等により、各コースで定められた通貨への投資効果を的確に得られない場合があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆各コースに関する留意点

・各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合は、当該コースを繰上償還させます。

・外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。
NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引に関して、将来、国際的に規制の強化等が予定されています。ファンドが投資対象とする外国投資信託が原則として活用するNDFが当該規制強化等の対象取引となり、かつ、当該取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合、当該現金等を資産の一部として追加的に保有することとなります。その場合、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

＜更新後＞

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

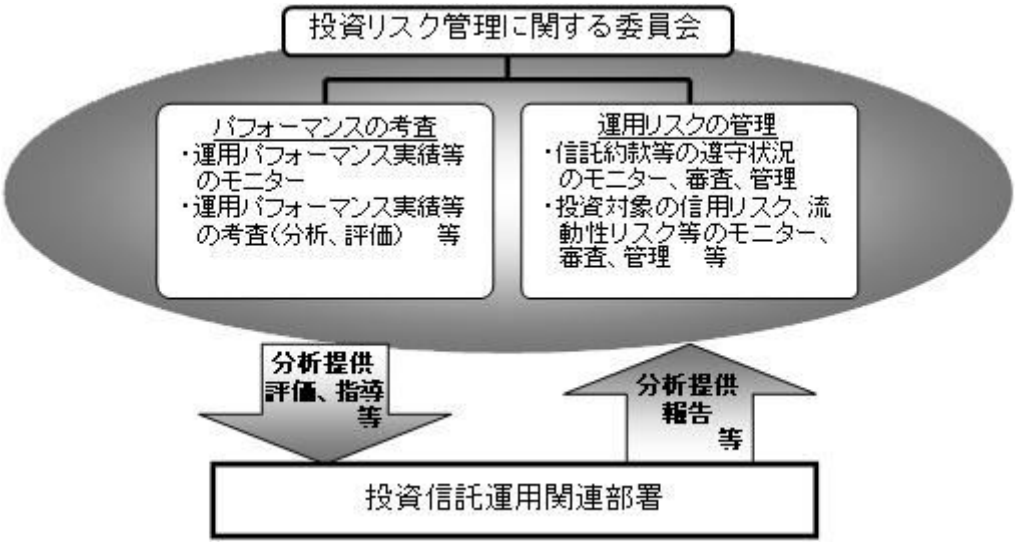

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

＜更新後＞

リスクの定量的比較 （2009年12月末～2014年11月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

●豪ドルコース（毎月分配型）

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

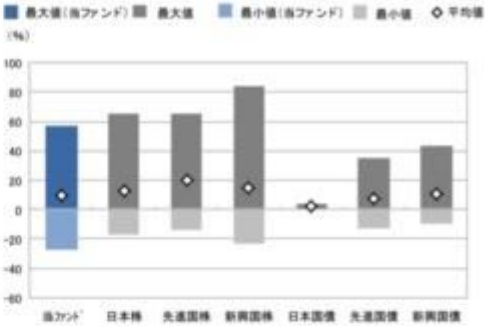

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	57.0	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 27.5	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	9.9	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●豪ドルコース（年2回決算型）

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

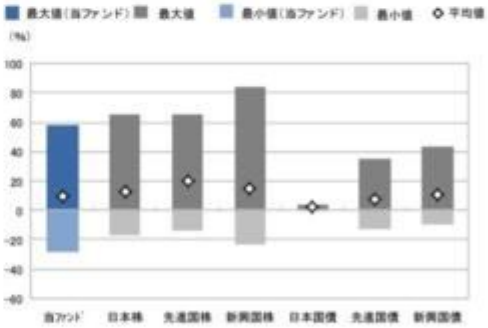

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	57.8	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 28.0	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	9.9	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

●ブラジルレアルコース（毎月分配型）

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

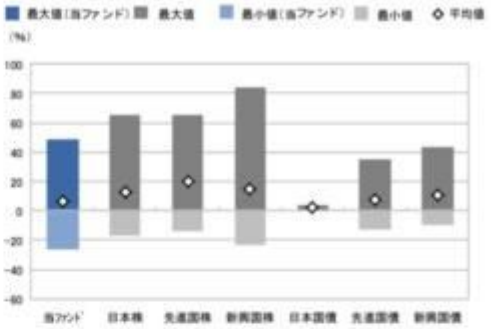

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.1	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 26.5	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	6.5	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●ブラジルレアルコース（年2回決算型）

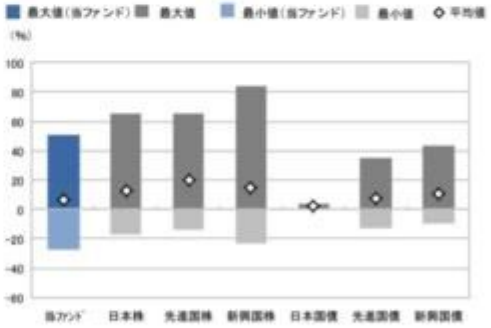

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.8	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 26.9	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	6.1	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

●南アフリカランドコース（毎月分配型）

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

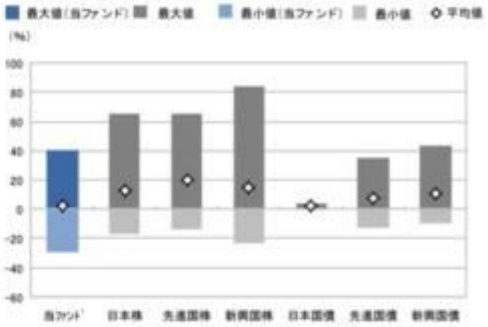

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	40.1	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 29.7	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	2.8	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●南アフリカランドコース（年2回決算型）

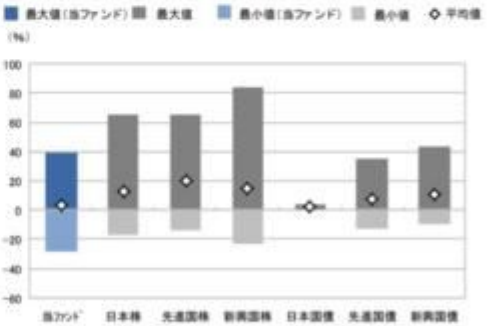

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	39.4	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 28.2	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	3.7	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

●マネープールファンド（年2回決算型）

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

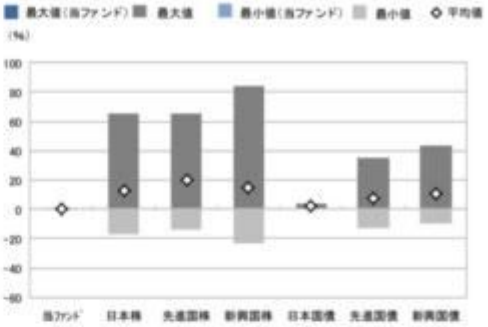

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	0.1	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	0.1	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2009年12月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2010年7月から2014年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2009年12月から2014年11月の5年間（当ファンドは2010年7月から2014年11月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJP. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。 指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSL, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他）

４手数料等及び税金

（１）申込手数料

＜更新後＞

①取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.24%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相

当する率)(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「年2回決算型」の各ファンドから「マネープールファンド（年2回決算型）」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（３）信託報酬等

＜更新後＞

＜各コース＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の127.44(税抜年10,000分の118)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

＜純資産総額＞	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
500億円以下の部分	年10,000分の45	年10,000分の70	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の46	年10,000分の70	年10,000分の2

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)投資対象とする外国投資信託の信託報酬

外国投資信託の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド	10,000分の36

◆上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物取引等のデリバティブ取引等に要する費用、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状況においてはノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンドの各クラス受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
10,000分の163.44程度

＜マネープールファンド＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

＜コールレート＞	信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
0.65%以上	年10,000分の59.4 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の32.4 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.4%未満	年10,000分の16.2 (税抜年10,000分の15) 以内	年10,000分の6.5 以内	年10,000分の7.0以 内	年10,000分の1.5 以内

◆ 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

◆ 平成27年1月16日現在の信託報酬率は年10,000分の2.16（税抜年10,000分の2）となっております。

ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）その他の手数料等

＜更新後＞

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。（マネープールファンドを除く）

④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。（マネープールファンド）

⑤監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

５運用状況

以下は平成26年11月28日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	3,342,762,720	97.80
親投資信託受益証券	日本	1,002,391	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	74,023,068	2.16
合計（純資産総額）		3,417,788,179	100.00

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	1,561,569,264	98.02
親投資信託受益証券	日本	1,002,392	0.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	30,458,846	1.91
合計（純資産総額）		1,593,030,502	100.00

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	822,908,758	98.03
親投資信託受益証券	日本	100,239	0.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	16,400,770	1.95
合計（純資産総額）		839,409,767	100.00

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	244,972,122	98.06

親投資信託受益証券	日本	100,239	0.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	4,740,471	1.89
合計（純資産総額）		249,812,832	100.00

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	28,815,888	97.58
親投資信託受益証券	日本	100,239	0.33
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	614,257	2.08
合計（純資産総額）		29,530,384	100.00

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	15,155,244	97.86
親投資信託受益証券	日本	10,023	0.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	319,916	2.06
合計（純資産総額）		15,485,183	100.00

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	84,966,371	99.57
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	359,651	0.42
合計（純資産総額）		85,326,022	100.00

（参考）野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	60,005,143	26.77
特殊債券	日本	82,419,034	36.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	81,674,380	36.44
合計（純資産総額）		224,098,557	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD	379,170	8,863	3,360,947,616	8,816	3,342,762,720	97.80
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	996,215	1.0062	1,002,391	1.0062	1,002,391	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.80
親投資信託受益証券	0.02
合　　計	97.83

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD	177,129	8,579	1,519,631,500	8,816	1,561,569,264	98.02
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	996,216	1.0061	1,002,292	1.0062	1,002,392	0.06

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.02
親投資信託受益証券	0.06
合　　計	98.08

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスBRL	106,127	7,566	802,958,107	7,754	822,908,758	98.03
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	99,622	1.0062	100,239	1.0062	100,239	0.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.01
合　　計	98.04

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスBRL	31,593	7,386	233,352,216	7,754	244,972,122	98.06
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	99,622	1.0061	100,229	1.0062	100,239	0.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.06
親投資信託受益証券	0.04
合　　計	98.10

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスZAR	3,856	7,444	28,704,470	7,473	28,815,888	97.58
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	99,622	1.0062	100,239	1.0062	100,239	0.33

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.58
親投資信託受益証券	0.33
合　　計	97.91

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスZAR	2,028	7,062	14,323,682	7,473	15,155,244	97.86

2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	9,962	1.0061	10,022	1.0062	10,023	0.06

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.86
親投資信託受益証券	0.06
合　　計	97.93

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	84,442,826	1.0061	84,957,927	1.0062	84,966,371	99.57

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.57
合　　計	99.57

（参考）野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第３２３回	30,000,000	100.00	30,001,369	100.00	30,001,369	0.1	2014/12/15	13.38
2	日本	特殊債券	阪神高速道路債券　政府保証第１４８回	10,000,000	101.01	10,101,871	101.01	10,101,871	1.3	2015/9/30	4.50
3	日本	特殊債券	本州四国連絡橋債券　政府保証第２７回	10,000,000	100.98	10,098,014	100.98	10,098,014	1.4	2015/8/31	4.50
4	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４６回	10,000,000	100.97	10,097,244	100.97	10,097,244	1.4	2015/8/26	4.50
5	日本	特殊債券	商工債券　利付第７２１回い号	10,000,000	100.25	10,025,904	100.25	10,025,904	0.55	2015/6/26	4.47
6	日本	特殊債券	農林債券　利付第７１８回い号	10,000,000	100.19	10,019,268	100.19	10,019,268	0.7	2015/3/27	4.47
7	日本	特殊債券	しんきん中金債券　利付第２４１回	10,000,000	100.04	10,004,365	100.04	10,004,365	0.7	2014/12/26	4.46
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第３２８回	10,000,000	100.02	10,002,890	100.02	10,002,890	0.1	2015/5/15	4.46
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第３２４回	10,000,000	100.00	10,000,943	100.00	10,000,943	0.1	2015/1/15	4.46

10	日本	国債証券	国庫短期証券第４８６回	10,000,000	99.99	9,999,941	99.99	9,999,941	—	2014/12/3	4.46
11	日本	特殊債券	首都高速道路債券　政府保証第１９５回	9,000,000	100.21	9,019,368	100.21	9,019,368	1.4	2015/1/26	4.02
12	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３３７回	5,000,000	100.30	5,015,068	100.30	5,015,068	1.3	2015/2/27	2.23
13	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４１回	4,000,000	100.60	4,024,147	100.60	4,024,147	1.3	2015/5/29	1.79
14	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３３８回	2,000,000	100.46	2,009,265	100.46	2,009,265	1.5	2015/3/27	0.89
15	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３３６回	2,000,000	100.22	2,004,520	100.22	2,004,520	1.4	2015/1/28	0.89

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	26.77
特殊債券	36.77
合　　計	63.55

②投資不動産物件

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

該当事項はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

該当事項はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

該当事項はありません。

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

該当事項はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

該当事項はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

該当事項はありません。

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2009年10月26日)	777	777	1.1523	1.1533
第2特定期間 (2010年 4月26日)	764	765	1.2366	1.2386
第3特定期間 (2010年10月25日)	531	531	1.3043	1.3063
第4特定期間 (2011年 4月25日)	400	401	1.6135	1.6155
第5特定期間 (2011年10月25日)	781	790	1.5956	1.6156
第6特定期間 (2012年 4月25日)	1,501	1,520	1.5513	1.5713
第7特定期間 (2012年10月25日)	3,343	3,399	1.4846	1.5096
第8特定期間 (2013年 4月25日)	8,243	8,393	1.3700	1.3950
第9特定期間 (2013年10月25日)	7,546	7,650	1.0903	1.1053
第10特定期間 (2014年 4月25日)	4,521	4,542	1.0309	1.0359
第11特定期間 (2014年10月27日)	3,525	3,543	0.9511	0.9561
2013年11月末日	6,578	—	0.9978	—
12月末日	4,755	—	0.9736	—
2014年 1月末日	4,559	—	0.9666	—
2月末日	4,775	—	1.0361	—
3月末日	4,636	—	1.0395	—
4月末日	4,563	—	1.0401	—
5月末日	4,162	—	1.0037	—
6月末日	4,167	—	1.0530	—
7月末日	3,930	—	1.0349	—
8月末日	3,683	—	1.0309	—
9月末日	3,601	—	0.9515	—
10月末日	3,560	—	0.9583	—
11月末日	3,417	—	0.9791	—

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2009年10月26日)	738	739	1.1559	1.1569
第2計算期間 (2010年 4月26日)	796	797	1.2693	1.2703
第3計算期間 (2010年10月25日)	541	541	1.3682	1.3692
第4計算期間 (2011年 4月25日)	491	492	1.7001	1.7011
第5計算期間 (2011年10月25日)	867	867	1.7146	1.7156
第6計算期間 (2012年 4月25日)	1,041	1,042	1.7907	1.7917

第7計算期間 (2012年10月25日)	1,662	1,663	1.8586	1.8596
第8計算期間 (2013年 4月25日)	1,099	1,099	1.8804	1.8814
第9計算期間 (2013年10月25日)	881	882	1.6627	1.6637
第10計算期間 (2014年 4月25日)	1,611	1,612	1.6127	1.6137
第11計算期間 (2014年10月27日)	1,531	1,532	1.5340	1.5350
2013年11月末日	763	—	1.5285	—
12月末日	637	—	1.5009	—
2014年 1月末日	637	—	1.4970	—
2月末日	685	—	1.6130	—
3月末日	632	—	1.6260	—
4月末日	1,563	—	1.6274	—
5月末日	1,503	—	1.5780	—
6月末日	1,576	—	1.6640	—
7月末日	1,578	—	1.6428	—
8月末日	1,567	—	1.6445	—
9月末日	1,529	—	1.5275	—
10月末日	1,545	—	1.5455	—
11月末日	1,593	—	1.5861	—

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2009年10月26日)	2,837	2,850	1.1278	1.1328
第2特定期間 (2010年 4月26日)	2,727	2,741	1.1929	1.1989
第3特定期間 (2010年10月25日)	1,326	1,332	1.2379	1.2439
第4特定期間 (2011年 4月25日)	1,520	1,526	1.5130	1.5190
第5特定期間 (2011年10月25日)	828	838	1.3411	1.3561
第6特定期間 (2012年 4月25日)	767	776	1.2801	1.2951
第7特定期間 (2012年10月25日)	928	936	1.1492	1.1592
第8特定期間 (2013年 4月25日)	1,726	1,741	1.1369	1.1469
第9特定期間 (2013年10月25日)	1,314	1,321	0.9567	0.9617
第10特定期間 (2014年 4月25日)	998	1,003	0.9463	0.9513
第11特定期間 (2014年10月27日)	828	833	0.8585	0.8635
2013年11月末日	1,135	—	0.8829	—
12月末日	985	—	0.8661	—
2014年 1月末日	959	—	0.8549	—
2月末日	1,030	—	0.9299	—
3月末日	1,031	—	0.9384	—
4月末日	1,002	—	0.9486	—
5月末日	947	—	0.9266	—

6月末日	939	—	0.9754	—
7月末日	912	—	0.9579	—
8月末日	885	—	0.9549	—
9月末日	868	—	0.8881	—
10月末日	847	—	0.8796	—
11月末日	839	—	0.8991	—

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2009年10月26日)	964	965	1.1354	1.1364
第2計算期間 (2010年 4月26日)	532	532	1.2337	1.2347
第3計算期間 (2010年10月25日)	316	316	1.3113	1.3123
第4計算期間 (2011年 4月25日)	306	306	1.6502	1.6512
第5計算期間 (2011年10月25日)	268	268	1.5191	1.5201
第6計算期間 (2012年 4月25日)	310	310	1.5325	1.5335
第7計算期間 (2012年10月25日)	284	284	1.4801	1.4811
第8計算期間 (2013年 4月25日)	529	529	1.5326	1.5336
第9計算期間 (2013年10月25日)	301	301	1.3492	1.3502
第10計算期間 (2014年 4月25日)	238	238	1.3768	1.3778
第11計算期間 (2014年10月27日)	195	195	1.2864	1.2874
2013年11月末日	242	—	1.2516	—
12月末日	194	—	1.2330	—
2014年 1月末日	209	—	1.2246	—
2月末日	228	—	1.3400	—
3月末日	231	—	1.3594	—
4月末日	239	—	1.3801	—
5月末日	225	—	1.3550	—
6月末日	231	—	1.4344	—
7月末日	237	—	1.4159	—
8月末日	232	—	1.4187	—
9月末日	201	—	1.3244	—
10月末日	200	—	1.3181	—
11月末日	249	—	1.3530	—

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）	1口当たり純資産額(円)

	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間　(2009年10月26日)	413	414	1.1058	1.1088
第2特定期間　(2010年 4月26日)	61	61	1.1797	1.1837
第3特定期間　(2010年10月25日)	149	149	1.2509	1.2549
第4特定期間　(2011年 4月25日)	146	146	1.4573	1.4613
第5特定期間　(2011年10月25日)	45	46	1.2683	1.2833
第6特定期間　(2012年 4月25日)	377	381	1.2732	1.2882
第7特定期間　(2012年10月25日)	138	139	1.1203	1.1303
第8特定期間　(2013年 4月25日)	85	86	1.0425	1.0525
第9特定期間　(2013年10月25日)	64	64	0.8867	0.8897
第10特定期間　(2014年 4月25日)	29	29	0.8191	0.8221
第11特定期間　(2014年10月27日)	28	29	0.7964	0.7994
2013年11月末日	45	—	0.8292	—
12月末日	30	—	0.8171	—
2014年 1月末日	28	—	0.7629	—
2月末日	30	—	0.8320	—
3月末日	29	—	0.8259	—
4月末日	29	—	0.8245	—
5月末日	29	—	0.8148	—
6月末日	30	—	0.8288	—
7月末日	29	—	0.8249	—
8月末日	29	—	0.8259	—
9月末日	27	—	0.7788	—
10月末日	28	—	0.8033	—
11月末日	29	—	0.8420	—

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間　(2009年10月26日)	213	213	1.1130	1.1140
第2計算期間　(2010年 4月26日)	49	49	1.2403	1.2413
第3計算期間　(2010年10月25日)	26	26	1.3707	1.3717
第4計算期間　(2011年 4月25日)	57	57	1.6275	1.6285
第5計算期間　(2011年10月25日)	34	34	1.4298	1.4308
第6計算期間　(2012年 4月25日)	26	27	1.5250	1.5260
第7計算期間　(2012年10月25日)	46	46	1.4638	1.4648
第8計算期間　(2013年 4月25日)	63	63	1.4335	1.4345
第9計算期間　(2013年10月25日)	14	14	1.3030	1.3040
第10計算期間　(2014年 4月25日)	13	13	1.2267	1.2277
第11計算期間　(2014年10月27日)	18	18	1.2180	1.2190

2013年11月末日	13	—	1.2209	—
12月末日	13	—	1.2065	—
2014年 1月末日	12	—	1.1305	—
2月末日	13	—	1.2382	—
3月末日	13	—	1.2333	—
4月末日	13	—	1.2348	—
5月末日	12	—	1.2240	—
6月末日	12	—	1.2498	—
7月末日	16	—	1.2484	—
8月末日	16	—	1.2547	—
9月末日	17	—	1.1877	—
10月末日	16	—	1.2286	—
11月末日	15	—	1.2931	—

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

平成26年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2009年10月26日)	283	283	1.0002	1.0002
第2計算期間 (2010年 4月26日)	138	138	1.0006	1.0006
第3計算期間 (2010年10月25日)	68	68	1.0010	1.0010
第4計算期間 (2011年 4月25日)	85	85	1.0015	1.0015
第5計算期間 (2011年10月25日)	88	88	1.0018	1.0018
第6計算期間 (2012年 4月25日)	142	142	1.0014	1.0024
第7計算期間 (2012年10月25日)	85	85	1.0017	1.0017
第8計算期間 (2013年 4月25日)	98	98	1.0011	1.0021
第9計算期間 (2013年10月25日)	82	82	1.0014	1.0014
第10計算期間 (2014年 4月25日)	86	86	1.0018	1.0018
第11計算期間 (2014年10月27日)	85	85	1.0010	1.0020
2013年11月末日	82	—	1.0015	—
12月末日	82	—	1.0016	—
2014年 1月末日	85	—	1.0016	—
2月末日	86	—	1.0016	—
3月末日	86	—	1.0017	—
4月末日	86	—	1.0018	—
5月末日	86	—	1.0018	—
6月末日	85	—	1.0019	—
7月末日	85	—	1.0019	—
8月末日	85	—	1.0019	—
9月末日	85	—	1.0020	—
10月末日	85	—	1.0010	—

11月末日	85	―	1.0011	―

②分配の推移

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0020円
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0100円
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0120円
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0120円
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0480円
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.1200円
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.1250円
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.1500円
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.1200円
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0300円
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0300円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0010円
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0010円
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0010円
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0010円
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0010円
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.0010円
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0010円
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0010円
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0010円
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0010円
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0010円

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0100円
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0340円

第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0360円
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0360円
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0540円
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.0900円
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0850円
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0600円
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0450円
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0300円
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0300円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0010円
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0010円
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0010円
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0010円
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0010円
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.0010円
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0010円
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0010円
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0010円
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0010円
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0010円

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0060円
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0220円
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0240円
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0240円
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0460円
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.0900円
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0850円
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0600円
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0390円
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0180円
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0180円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0010円
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0010円
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0010円
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0010円
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0010円
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.0010円
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0010円
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0010円
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0010円
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0010円
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0010円

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0000円
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0000円
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0000円
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0000円
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0000円
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.0010円
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0000円
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0010円
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0000円
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0000円
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0010円

③収益率の推移

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	15.4%
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	8.2%
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	6.4%
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	24.6%

第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	1.9%
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	4.7%
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	3.8%
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	2.4%
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	△11.7%
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	△2.7%
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	△4.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	15.7%
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	9.9%
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	7.9%
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	24.3%
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.9%
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	4.5%
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	3.8%
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	1.2%
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	△11.5%
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	△2.9%
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	△4.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	13.8%
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	8.8%
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	6.8%
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	25.1%
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	△7.8%
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	2.2%
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	△3.6%
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	4.2%
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	△11.9%

第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	2.0%
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	△6.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	13.6%
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	8.7%
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	6.4%
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	25.9%
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	△7.9%
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.9%
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	△3.4%
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	3.6%
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	△11.9%
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	2.1%
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	△6.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	11.2%
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	8.7%
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	8.1%
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	18.4%
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	△9.8%
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	7.5%
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	△5.3%
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	△1.6%
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	△11.2%
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	△5.6%
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	△0.6%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	11.4%
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	11.5%
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	10.6%
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	18.8%
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	△12.1%
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	6.7%
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	△3.9%
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	△2.0%
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	△9.0%
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	△5.8%
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	△0.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	0.0%
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	0.0%
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	0.0%
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	0.0%
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	0.0%
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	0.1%
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	0.0%
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	0.0%
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	0.0%
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	0.0%
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	0.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数

第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	785,656,371	111,095,013	674,561,358
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	1,032,941,289	1,089,614,637	617,888,010
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	228,109,704	438,804,753	407,192,961
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	428,862,939	587,757,921	248,297,979
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	529,392,308	288,142,075	489,548,212
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	1,105,248,979	626,822,068	967,975,123
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	2,324,727,849	1,040,781,065	2,251,921,907
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	5,194,313,269	1,429,466,649	6,016,768,527
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	4,080,278,885	3,175,682,563	6,921,364,849
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	336,532,639	2,872,265,815	4,385,631,673
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	695,335,796	1,374,549,076	3,706,418,393

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	1,264,684,160	625,639,092	639,045,068
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	852,457,375	863,648,322	627,854,121
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	235,866,897	468,188,155	395,532,863
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	302,573,725	408,833,633	289,272,955
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	432,355,645	215,956,095	505,672,505
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	551,525,385	475,546,318	581,651,572
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	525,410,940	212,314,478	894,748,034
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	300,769,917	611,042,033	584,475,918
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	175,671,091	229,926,721	530,220,288
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	651,694,044	182,695,414	999,218,918
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	102,807,287	103,807,505	998,218,700

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	4,239,866,408	1,723,561,004	2,516,305,404
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	2,431,869,348	2,661,613,327	2,286,561,425
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	354,893,318	1,569,849,162	1,071,605,581
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	627,810,855	694,190,883	1,005,225,553
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	371,488,471	758,719,531	617,994,493
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	269,922,270	288,454,503	599,462,260
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	346,506,468	137,763,646	808,205,082
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	1,127,799,835	417,654,301	1,518,350,616
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	290,974,987	435,313,990	1,374,011,613

第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	62,370,601	380,983,998	1,055,398,216
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	147,527,805	238,075,221	964,850,800

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	2,058,107,273	1,208,298,426	849,808,847
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	903,588,868	1,322,164,016	431,233,699
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	201,627,332	391,303,958	241,557,073
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	237,393,995	293,166,153	185,784,915
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	156,495,567	165,563,335	176,717,147
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	230,382,941	204,750,174	202,349,914
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	62,842,117	72,981,605	192,210,426
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	322,651,593	169,665,584	345,196,435
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	47,951,519	169,593,019	223,554,935
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	21,746,662	72,234,077	173,067,520
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	13,956,560	34,943,777	152,080,303

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	716,091,761	341,862,263	374,229,498
第2特定期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	48,631,346	370,542,255	52,318,589
第3特定期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	105,828,632	38,890,897	119,256,324
第4特定期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	82,156,025	101,200,056	100,212,293
第5特定期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	21,680,538	85,957,659	35,935,172
第6特定期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	345,931,894	85,351,803	296,515,263
第7特定期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	87,821,627	260,705,122	123,631,768
第8特定期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	22,424,313	63,912,544	82,143,537
第9特定期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	29,338,861	39,102,194	72,380,204
第10特定期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	1,706,190	38,531,497	35,554,897
第11特定期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	1,476,212	684,593	36,346,516

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	386,442,617	194,735,412	191,707,205

第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	86,459,604	238,151,202	40,015,607
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	7,875,620	28,310,273	19,580,954
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	39,065,965	23,480,222	35,166,697
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	3,923,558	14,861,458	24,228,797
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	32,909,954	39,439,447	17,699,304
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	41,626,882	27,582,510	31,743,676
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	34,672,122	22,430,229	43,985,569
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	1,213,895	34,153,659	11,045,805
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	47,080	146,520	10,946,365
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	4,669,770	608,383	15,007,752

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 7月31日～2009年10月26日	311,146,823	27,768,863	283,377,960
第2計算期間	2009年10月27日～2010年 4月26日	371,010,297	515,607,568	138,780,689
第3計算期間	2010年 4月27日～2010年10月25日	9,168,943	79,545,102	68,404,530
第4計算期間	2010年10月26日～2011年 4月25日	26,788,482	9,390,501	85,802,511
第5計算期間	2011年 4月26日～2011年10月25日	110,173,551	107,576,957	88,399,105
第6計算期間	2011年10月26日～2012年 4月25日	95,979,003	41,908,548	142,469,560
第7計算期間	2012年 4月26日～2012年10月25日	9,005,712	66,378,219	85,097,053
第8計算期間	2012年10月26日～2013年 4月25日	110,025,363	96,682,039	98,440,377
第9計算期間	2013年 4月26日～2013年10月25日	1,857,203	17,606,238	82,691,342
第10計算期間	2013年10月26日～2014年 4月25日	4,512,599	1,010,387	86,193,554
第11計算期間	2014年 4月26日～2014年10月27日	―	1,012,599	85,180,955

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

＜更新後＞

運用実績 （2014年11月28日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次：設定来）

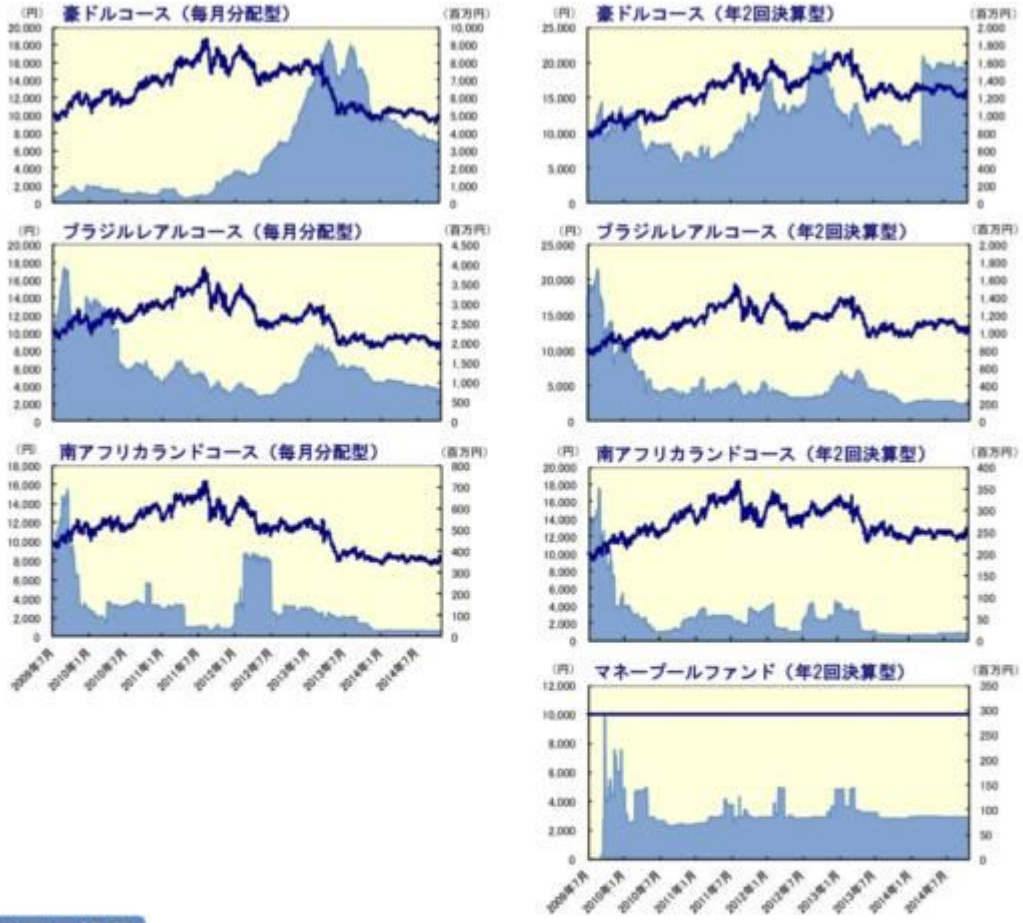

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

＜毎月分配型＞

	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース
2014年11月	50 円	50 円	30 円
2014年10月	50 円	50 円	30 円
2014年9月	50 円	50 円	30 円
2014年8月	50 円	50 円	30 円
2014年7月	50 円	50 円	30 円
直近1年間累計	600 円	600 円	360 円
設定来累計	6,640 円	5,150 円	4,350 円

＜年2回決算型＞

	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース	マネープールファンド
2014年10月	10 円	10 円	10 円	10 円
2014年4月	10 円	10 円	10 円	0 円
2013年10月	10 円	10 円	10 円	0 円
2013年4月	10 円	10 円	10 円	10 円
2012年10月	10 円	10 円	10 円	0 円
設定来累計	110 円	110 円	110 円	30 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

＜豪ドルコース＞

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・コモディティ・トラストーゴールド・フューチャー・ファンドークラスAUD	投資信託受益証券	97.8	98.0
2	野村マネーポートフォリオ マザーファンド	親投資信託受益証券	0.0	0.1

＜ブラジルレアルコース＞

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・コモディティ・トラストーゴールド・フューチャー・ファンドークラスBRL	投資信託受益証券	98.0	98.1
2	野村マネーポートフォリオ マザーファンド	親投資信託受益証券	0.0	0.0

＜南アフリカランドコース＞

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・コモディティ・トラストーゴールド・フューチャー・ファンドークラスZAR	投資信託受益証券	97.6	97.9
2	野村マネーポートフォリオ マザーファンド	親投資信託受益証券	0.3	0.1

マネープールファンド（年2回決算型）

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券 利付（2年）第323回	国債証券	13.3
2	阪神高速道路債券 政府保証第148回	特殊債券	4.5
3	本州四国連絡橋債券 政府保証第27回	特殊債券	4.5
4	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第346回	特殊債券	4.5
5	商工債券 利付第721回い号	特殊債券	4.5
6	農林債券 利付第718回い号	特殊債券	4.5
7	しんきん中金債券 利付第241回	特殊債券	4.4
8	国庫債券 利付（2年）第328回	国債証券	4.4
9	国庫債券 利付（2年）第324回	国債証券	4.4
10	国庫短期証券 第486回	国債証券	4.4

年間収益率の推移

（暦年ベース）

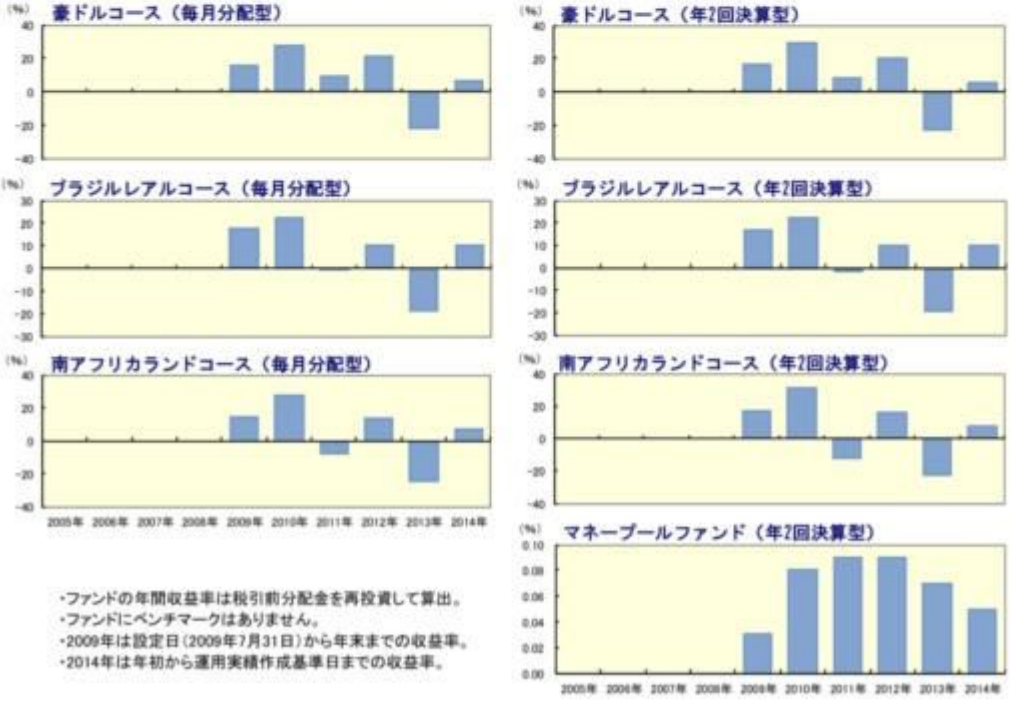

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2009年は設定日（2009年7月31日）から年末までの収益率。
・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

３資産管理等の概要

（５）その他

＜更新後＞

（ａ）ファンドの繰上償還条項

（ｉ）＜各ファンド（マネープールファンドを除く）＞

委託者は、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、その主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了（繰上償還）させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

＜マネープールファンド＞

委託者は、マネープールファンド以外の年2回決算型の全てのファンドが存続しないこととなる場合は、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了（繰上償還）させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii)委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了

（ｉ）委託者は、上記「(ａ)ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii)上記(ｉ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(ｉ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(ｉ)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ｉ)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ｖ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｅ)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

（ｃ）運用報告書

各ファンドにつき、毎年4月、10月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書（交付運用報

告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して交付します。

（ｄ）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年4月、10月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

（ｅ）信託約款の変更等

（ⅰ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ⅱ）委託者は、上記（ⅰ）の事項（上記（ⅰ）の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅲ）上記（ⅱ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅳ）上記（ⅱ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ⅴ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ⅵ）上記（ⅱ）から（ⅴ）までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ⅶ）上記（ⅰ）から（ⅵ）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（ｆ）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｇ）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「（ｅ）信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

第３【ファンドの経理状況】

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型
野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型
野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(３)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年4月26日から平成26年10月27日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型
野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型
野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型
野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成26年4月26日から平成26年10月27日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１財務諸表

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 (平成26年 4月25日現在)	当期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	121,578,673	95,881,648
投資信託受益証券	4,423,938,870	3,452,715,739
親投資信託受益証券	1,001,993	1,002,291
未収入金	26,506,896	18,106,777
未収利息	227	183
流動資産合計	4,573,026,659	3,567,706,638
資産合計	4,573,026,659	3,567,706,638
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,928,158	18,532,091
未払解約金	25,036,809	19,946,422
未払受託者報酬	127,867	102,169
未払委託者報酬	4,901,563	3,916,499
その他未払費用	8,512	6,799

	前期 (平成26年 4月25日現在)	当期 (平成26年10月27日現在)
流動負債合計	52,002,909	42,503,980
負債合計	52,002,909	42,503,980
純資産の部		
元本等		
元本	4,385,631,673	3,706,418,393
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	135,392,077	△181,215,735
（分配準備積立金）	213,903,231	179,904,024
元本等合計	4,521,023,750	3,525,202,658
純資産合計	4,521,023,750	3,525,202,658
負債純資産合計	4,573,026,659	3,567,706,638

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	当期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取配当金	243,874,730	175,958,020
受取利息	57,102	38,573
有価証券売買等損益	△541,317,932	△332,864,397
営業収益合計	△297,386,100	△156,867,804
営業費用		
受託者報酬	840,251	652,172
委託者報酬	32,209,553	24,999,923
その他費用	55,957	43,415
営業費用合計	33,105,761	25,695,510
営業利益又は営業損失（△）	△330,491,861	△182,563,314
経常利益又は経常損失（△）	△330,491,861	△182,563,314
当期純利益又は当期純損失（△）	△330,491,861	△182,563,314
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,002,857	△8,858,518
期首剰余金又は期首欠損金（△）	625,295,266	135,392,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,529,300	10,722,773
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,529,300	10,722,773
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,294,216	37,783,964
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,294,216	37,783,964
分配金	149,649,269	115,841,825
期末剰余金又は期末欠損金（△）	135,392,077	△181,215,735

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益

	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年 4月25日現在	当期 平成26年10月27日現在
1． 特定期間の末日における受益権の総数 4,385,631,673口	1． 特定期間の末日における受益権の総数 3,706,418,393口 2． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 181,215,735円
2． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0309円 (10,000口当たり純資産額) (10,309円)	3． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9511円 (10,000口当たり純資産額) (9,511円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 平成25年10月26日
至 平成26年 4月25日

1.分配金の計算過程

平成25年10月26日から平成25年11月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,200,745円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	7,152,363,166円
分配準備積立金額	D	249,605,593円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,452,169,504円
当ファンドの期末残存口数	F	6,834,882,149口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,903円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	34,174,410円

平成25年11月26日から平成25年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,004,110円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円

当期
自 平成26年 4月26日
至 平成26年10月27日

1.分配金の計算過程

平成26年 4月26日から平成26年 5月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,662,789円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,379,492,553円
分配準備積立金額	D	203,397,213円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,609,552,555円
当ファンドの期末残存口数	F	4,178,175,789口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,032円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,890,878円

平成26年 5月27日から平成26年 6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,491,506円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円

収益調整金額	C	5,109,863,570円
分配準備積立金額	D	186,465,602円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,332,333,282円
当ファンドの期末残存口数	F	4,879,998,848口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,926円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	24,399,994円

平成25年12月26日から平成26年 1月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,779,332円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,964,934,866円
分配準備積立金額	D	191,117,919円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,189,832,117円
当ファンドの期末残存口数	F	4,740,283,842口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,948円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,701,419円

平成26年 1月28日から平成26年 2月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,927,057円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,825,268,165円
分配準備積立金額	D	194,321,375円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,053,516,597円
当ファンドの期末残存口数	F	4,605,751,561口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,972円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,028,757円

平成26年 2月26日から平成26年 3月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,287,263円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,697,748,282円
分配準備積立金額	D	199,004,466円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,929,040,011円
当ファンドの期末残存口数	F	4,483,306,221口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,994円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	22,416,531円

収益調整金額	C	4,205,252,110円
分配準備積立金額	D	200,484,038円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,435,227,654円
当ファンドの期末残存口数	F	4,011,600,973口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,055円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,058,004円

平成26年 6月26日から平成26年 7月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,538,964円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,020,285,121円
分配準備積立金額	D	198,161,852円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,242,985,937円
当ファンドの期末残存口数	F	3,832,829,365口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,070円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,164,146円

平成26年 7月26日から平成26年 8月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,157,933円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,793,760,034円
分配準備積立金額	D	190,104,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,007,022,295円
当ファンドの期末残存口数	F	3,615,056,623口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,084円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,075,283円

平成26年 8月26日から平成26年 9月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,516,066円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,045,197,370円
分配準備積立金額	D	175,902,543円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,244,615,979円
当ファンドの期末残存口数	F	3,824,284,727口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,099円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,121,423円

平成26年 3月26日から平成26年 4月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,607,608円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,596,516,564円
分配準備積立金額	D	203,223,781円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,832,347,953円
当ファンドの期末残存口数	F	4,385,631,673口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,018円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,928,158円

平成26年 9月26日から平成26年10月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,160,187円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,920,987,949円
分配準備積立金額	D	174,275,928円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,119,424,064円
当ファンドの期末残存口数	F	3,706,418,393口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,114円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,532,091円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年 4月25日現在	当期 平成26年10月27日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）
1 元本の移動

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	6,921,364,849円	期首元本額	4,385,631,673円
期中追加設定元本額	336,532,639円	期中追加設定元本額	695,335,796円
期中一部解約元本額	2,872,265,815円	期中一部解約元本額	1,374,549,076円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△112,530,117	△62,570,152
親投資信託受益証券	100	0
合計	△112,530,017	△62,570,152

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD		3,452,715,739	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.9%		3,452,715,739 100.0%	
	合計			3,452,715,739	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		1,002,291	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		1,002,291 0.0%	
	合計			1,002,291	
合計				3,453,718,030	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第10期 (平成26年 4月25日現在)	第11期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,675,702	41,850,551
投資信託受益証券	1,515,142,230	1,499,280,532
親投資信託受益証券	1,001,994	1,002,292
未収入金	62,509,230	205,752
未収利息	72	80
流動資産合計	1,617,329,228	1,542,339,207
資産合計	1,617,329,228	1,542,339,207
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	999,218	998,218
未払受託者報酬	123,234	255,107
未払委託者報酬	4,723,843	9,778,937
その他未払費用	8,147	16,944
流動負債合計	5,854,442	11,049,206
負債合計	5,854,442	11,049,206
純資産の部		
元本等		
元本	999,218,918	998,218,700
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	612,255,868	533,071,301
（分配準備積立金）	163,620,074	202,951,225
元本等合計	1,611,474,786	1,531,290,001
純資産合計	1,611,474,786	1,531,290,001
負債純資産合計	1,617,329,228	1,542,339,207

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第10期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	第11期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取配当金	40,958,440	68,890,990
受取利息	15,092	12,526
有価証券売買等損益	△96,224,919	△136,851,267
営業収益合計	△55,251,387	△67,947,751
営業費用		
受託者報酬	123,234	255,107
委託者報酬	4,723,843	9,778,937
その他費用	8,147	16,944
営業費用合計	4,855,224	10,050,988
営業利益又は営業損失（△）	△60,106,611	△77,998,739
経常利益又は経常損失（△）	△60,106,611	△77,998,739

	第10期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	第11期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
当期純利益又は当期純損失（△）	△60,106,611	△77,998,739
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△16,718,534	△356,740
期首剰余金又は期首欠損金（△）	351,402,219	612,255,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	425,612,371	63,074,773
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	425,612,371	63,074,773
剰余金減少額又は欠損金増加額	120,371,427	63,619,123
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,371,427	63,619,123
分配金	999,218	998,218
期末剰余金又は期末欠損金（△）	612,255,868	533,071,301

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 999,218,918口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 998,218,700口
２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6127円 (10,000口当たり純資産額)　(16,127円)	２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.5340円 (10,000口当たり純資産額)　(15,340円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期
自 平成25年10月26日
至 平成26年 4月25日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,901,835円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,290,317,581円
分配準備積立金額	D	132,717,457円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,454,936,873円
当ファンドの期末残存口数	F	999,218,918口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,560円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	999,218円

第11期
自 平成26年 4月26日
至 平成26年10月27日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	56,883,532円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,309,082,723円
分配準備積立金額	D	147,065,911円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,513,032,166円
当ファンドの期末残存口数	F	998,218,700口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,157円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	998,218円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	530,220,288円	期首元本額	999,218,918円
期中追加設定元本額	651,694,044円	期中追加設定元本額	102,807,287円
期中一部解約元本額	182,695,414円	期中一部解約元本額	103,807,505円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△73,231,874	△135,867,379
親投資信託受益証券	499	298
合計	△73,231,375	△135,867,081

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスAUD		1,499,280,532	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.9%		1,499,280,532 99.9%	
	合計			1,499,280,532	

親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		1,002,292	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%		1,002,292 0.1%	
	合計			1,002,292	
合計				1,500,282,824	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 (平成26年 4月25日現在)	当期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,600,885	22,639,532
投資信託受益証券	978,501,801	811,339,188
親投資信託受益証券	100,199	100,229
未収入金	4,706,375	-
未収利息	49	43
流動資産合計	1,009,909,309	834,078,992
資産合計	1,009,909,309	834,078,992
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,276,991	4,824,254
未払解約金	4,819,982	-
未払受託者報酬	27,905	24,361
未払委託者報酬	1,069,687	933,792
その他未払費用	1,848	1,614
流動負債合計	11,196,413	5,784,021
負債合計	11,196,413	5,784,021
純資産の部		
元本等		
元本	1,055,398,216	964,850,800
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△56,685,320	△136,555,829
（分配準備積立金）	79,562,964	67,785,054
元本等合計	998,712,896	828,294,971
純資産合計	998,712,896	828,294,971
負債純資産合計	1,009,909,309	834,078,992

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	当期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取配当金	54,084,730	40,112,770
受取利息	10,631	8,532
有価証券売買等損益	△44,913,657	△91,123,070
営業収益合計	9,181,704	△51,001,768
営業費用		
受託者報酬	167,604	150,290
委託者報酬	6,424,377	5,760,775
その他費用	11,109	9,957
営業費用合計	6,603,090	5,921,022
営業利益又は営業損失（△）	2,578,614	△56,922,790
経常利益又は経常損失（△）	2,578,614	△56,922,790
当期純利益又は当期純損失（△）	2,578,614	△56,922,790
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	398,379	△2,025,959
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△59,558,042	△56,685,320
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,136,945	11,764,453
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,136,945	11,764,453
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,030,535	7,723,582
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,030,535	7,723,582
分配金	34,413,923	29,014,549
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△56,685,320	△136,555,829

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年 4月25日現在	当期 平成26年10月27日現在
１．　特定期間の末日における受益権の総数	１．　特定期間の末日における受益権の総数

1,055,398,216口	964,850,800口
2．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損　56,685,320円	元本の欠損　136,555,829円
3．　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3．　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額　0.9463円	1口当たり純資産額　0.8585円
(10,000口当たり純資産額)　(9,463円)	(10,000口当たり純資産額)　(8,585円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成25年10月26日
至　平成26年 4月25日

1．分配金の計算過程

平成25年10月26日から平成25年11月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,221,944円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	945,500,067円
分配準備積立金額	D	88,053,049円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,042,775,060円
当ファンドの期末残存口数	F	1,357,137,882口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,683円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,785,689円

平成25年11月26日から平成25年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,557,348円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	793,544,745円
分配準備積立金額	D	73,664,028円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	874,766,121円
当ファンドの期末残存口数	F	1,135,765,737口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,701円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,678,828円

平成25年12月26日から平成26年 1月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,481,911円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	783,574,196円

当期
自　平成26年 4月26日
至　平成26年10月27日

1．分配金の計算過程

平成26年 4月26日から平成26年 5月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,458,050円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	720,167,609円
分配準備積立金額	D	76,593,211円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	804,218,870円
当ファンドの期末残存口数	F	1,028,160,635口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,821円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,140,803円

平成26年 5月27日から平成26年 6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,337,812円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	683,499,658円
分配準備積立金額	D	74,532,682円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	764,370,152円
当ファンドの期末残存口数	F	975,348,416口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,836円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,876,742円

平成26年 6月26日から平成26年 7月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,354,884円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	667,931,424円

分配準備積立金額	D	74,315,986円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	866,372,093円
当ファンドの期末残存口数	F	1,121,128,394口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,727円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,605,641円

平成26年 1月28日から平成26年 2月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,548,596円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	774,073,474円
分配準備積立金額	D	76,063,635円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	858,685,705円
当ファンドの期末残存口数	F	1,107,277,793口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,754円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,536,388円

平成26年 2月26日から平成26年 3月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,322,174円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	773,344,762円
分配準備積立金額	D	78,879,644円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	860,546,580円
当ファンドの期末残存口数	F	1,106,077,366口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,780円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,530,386円

平成26年 3月26日から平成26年 4月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,304,610円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	738,304,272円
分配準備積立金額	D	77,535,345円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	823,144,227円
当ファンドの期末残存口数	F	1,055,398,216口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,799円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,276,991円

分配準備積立金額	D	72,526,143円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	745,812,451円
当ファンドの期末残存口数	F	950,902,600口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,843円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,754,513円

平成26年 7月26日から平成26年 8月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,124,930円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	631,273,480円
分配準備積立金額	D	68,066,436円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	704,464,846円
当ファンドの期末残存口数	F	897,368,283口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,850円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,486,841円

平成26年 8月26日から平成26年 9月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,309,264円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	700,984,160円
分配準備積立金額	D	68,348,832円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	774,642,256円
当ファンドの期末残存口数	F	986,279,257口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,854円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,931,396円

平成26年 9月26日から平成26年10月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,607,900円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	685,986,039円
分配準備積立金額	D	67,001,408円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	758,595,347円
当ファンドの期末残存口数	F	964,850,800口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,862円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,824,254円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年 4月25日現在	当期 平成26年10月27日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	1,374,011,613円	期首元本額	1,055,398,216円
期中追加設定元本額	62,370,601円	期中追加設定元本額	147,527,805円
期中一部解約元本額	380,983,998円	期中一部解約元本額	238,075,221円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	957,966	△29,770,297
親投資信託受益証券	10	0
合計	957,976	△29,770,297

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスBRL		811,339,188	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.0%		811,339,188 100.0%	
	合計			811,339,188	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		100,229	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		100,229 0.0%	
	合計			100,229	
合計				811,439,417	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第10期 (平成26年 4月25日現在)	第11期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,402,420	5,625,036

	第10期 (平成26年 4月25日現在)	第11期 (平成26年10月27日現在)
投資信託受益証券	233,400,545	191,523,013
親投資信託受益証券	100,199	100,229
未収利息	11	10
流動資産合計	239,903,175	197,248,288
資産合計	239,903,175	197,248,288
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	173,067	152,080
未払解約金	19,165	-
未払受託者報酬	36,418	36,910
未払委託者報酬	1,396,168	1,414,978
その他未払費用	2,370	2,398
流動負債合計	1,627,188	1,606,366
負債合計	1,627,188	1,606,366
純資産の部		
元本等		
元本	173,067,520	152,080,303
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	65,208,467	43,561,619
（分配準備積立金）	36,896,618	37,250,525
元本等合計	238,275,987	195,641,922
純資産合計	238,275,987	195,641,922
負債純資産合計	239,903,175	197,248,288

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第10期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	第11期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取配当金	11,649,260	9,981,040
受取利息	2,221	1,815
有価証券売買等損益	△9,466,249	△21,848,258
営業収益合計	2,185,232	△11,865,403
営業費用		
受託者報酬	36,418	36,910
委託者報酬	1,396,168	1,414,978
その他費用	2,370	2,398
営業費用合計	1,434,956	1,454,286
営業利益又は営業損失（△）	750,276	△13,319,689
経常利益又は経常損失（△）	750,276	△13,319,689
当期純利益又は当期純損失（△）	750,276	△13,319,689
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,643,475	752,077
期首剰余金又は期首欠損金（△）	78,069,026	65,208,467
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,110,509	5,793,430
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,110,509	5,793,430
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,191,752	13,216,432
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,191,752	13,216,432
分配金	173,067	152,080
期末剰余金又は期末欠損金（△）	65,208,467	43,561,619

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
1． 計算期間の末日における受益権の総数 173,067,520口	1． 計算期間の末日における受益権の総数 152,080,303口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3768円 (10,000口当たり純資産額) (13,768円)	2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2864円 (10,000口当たり純資産額) (12,864円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期
自 平成25年10月26日
至 平成26年 4月25日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,543,825円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	154,231,122円
分配準備積立金額	D	27,525,860円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191,300,807円
当ファンドの期末残存口数	F	173,067,520口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,053円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	173,067円

第11期
自 平成26年 4月26日
至 平成26年10月27日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,676,150円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	138,562,968円
分配準備積立金額	D	29,726,455円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	175,965,573円
当ファンドの期末残存口数	F	152,080,303口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,570円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	152,080円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	223,554,935円	期首元本額	173,067,520円
期中追加設定元本額	21,746,662円	期中追加設定元本額	13,956,560円
期中一部解約元本額	72,234,077円	期中一部解約元本額	34,943,777円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△2,888,245	△21,738,883
親投資信託受益証券	50	30
合計	△2,888,195	△21,738,853

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスBRL		191,523,013	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.9%		191,523,013 99.9%	
	合計			191,523,013	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		100,229	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%		100,229 0.1%	
	合計			100,229	
合計				191,623,242	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 (平成26年 4月25日現在)	当期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	824,411	743,989
投資信託受益証券	28,337,376	28,244,000

	前期 (平成26年 4月25日現在)	当期 (平成26年10月27日現在)
親投資信託受益証券	100,199	100,229
未収利息	1	1
流動資産合計	29,261,987	29,088,219
資産合計	29,261,987	29,088,219
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	106,664	109,039
未払解約金	6	1,911
未払受託者報酬	817	805
未払委託者報酬	31,301	30,776
その他未払費用	39	40
流動負債合計	138,827	142,571
負債合計	138,827	142,571
純資産の部		
元本等		
元本	35,554,897	36,346,516
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,431,737	△7,400,868
（分配準備積立金）	1,645,510	1,883,547
元本等合計	29,123,160	28,945,648
純資産合計	29,123,160	28,945,648
負債純資産合計	29,261,987	29,088,219

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	当期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取配当金	1,382,500	1,060,140
受取利息	388	194
有価証券売買等損益	△4,744,383	△1,010,017
営業収益合計	△3,361,495	50,317
営業費用		
受託者報酬	5,851	4,811
委託者報酬	224,359	184,128
その他費用	316	240
営業費用合計	230,526	189,179
営業利益又は営業損失（△）	△3,592,021	△138,862
経常利益又は経常損失（△）	△3,592,021	△138,862
当期純利益又は当期純損失（△）	△3,592,021	△138,862
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	269,106	3,109
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,202,259	△6,431,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,696,144	119,904
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,696,144	119,904
剰余金減少額又は欠損金増加額	298,411	299,425
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	298,411	299,425
分配金	766,084	647,639
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,431,737	△7,400,868

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成26年 4月25日現在	当期 平成26年10月27日現在
1． 特定期間の末日における受益権の総数 35,554,897口	1． 特定期間の末日における受益権の総数 36,346,516口
2． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,431,737円	2． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,400,868円
3． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8191円 (10,000口当たり純資産額) (8,191円)	3． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7964円 (10,000口当たり純資産額) (7,964円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 平成25年10月26日
至 平成26年 4月25日

1.分配金の計算過程

平成25年10月26日から平成25年11月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	325,145円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,891,076円
分配準備積立金額	D	2,726,813円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,943,034円
当ファンドの期末残存口数	F	72,515,305口

当期
自 平成26年 4月26日
至 平成26年10月27日

1.分配金の計算過程

平成26年 4月26日から平成26年 5月26日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	186,385円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,063,768円
分配準備積立金額	D	1,644,049円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,894,202円
当ファンドの期末残存口数	F	35,577,597口

10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,887円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	217,545円

平成25年11月26日から平成25年12月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	158,270円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,882,667円
分配準備積立金額	D	1,439,473円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,480,410円
当ファンドの期末残存口数	F	36,928,795口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,899円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	110,786円

平成25年12月26日から平成26年 1月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	167,994円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	24,108,475円
分配準備積立金額	D	1,472,300円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,748,769円
当ファンドの期末残存口数	F	37,236,128口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,914円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	111,708円

平成26年 1月28日から平成26年 2月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	197,241円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	24,100,046円
分配準備積立金額	D	1,524,833円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,822,120円
当ファンドの期末残存口数	F	37,218,356口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,937円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	111,655円

平成26年 2月26日から平成26年 3月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	184,435円
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,997円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	106,732円

平成26年 5月27日から平成26年 6月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	167,362円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,471,377円
分配準備積立金額	D	1,723,273円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,362,012円
当ファンドの期末残存口数	F	36,161,999口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,013円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	108,485円

平成26年 6月26日から平成26年 7月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,793円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,419,954円
分配準備積立金額	D	1,774,247円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,320,994円
当ファンドの期末残存口数	F	36,077,044口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,018円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	108,231円

平成26年 7月26日から平成26年 8月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	164,072円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,291,599円
分配準備積立金額	D	1,781,388円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,237,059円
当ファンドの期末残存口数	F	35,877,038口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,034円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	107,631円

平成26年 8月26日から平成26年 9月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	125,139円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,255,598円
分配準備積立金額	D	1,550,456円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,990,489円
当ファンドの期末残存口数	F	35,908,900口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,959円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	107,726円

平成26年 3月26日から平成26年 4月25日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	161,227円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,046,540円
分配準備積立金額	D	1,590,947円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,798,714円
当ファンドの期末残存口数	F	35,554,897口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,974円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	106,664円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,279,227円
分配準備積立金額	D	1,825,311円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,229,677円
当ファンドの期末残存口数	F	35,840,570口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,039円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	107,521円

平成26年 9月26日から平成26年10月27日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	150,103円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,634,357円
分配準備積立金額	D	1,842,483円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,626,943円
当ファンドの期末残存口数	F	36,346,516口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,050円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	109,039円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成26年 4月25日現在	当期 平成26年10月27日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	72,380,204円	期首元本額	35,554,897円
期中追加設定元本額	1,706,190円	期中追加設定元本額	1,476,212円
期中一部解約元本額	38,531,497円	期中一部解約元本額	684,593円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	当期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△506,668	453,757
親投資信託受益証券	10	0
合計	△506,658	453,757

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスZAR		28,244,000	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.6%		28,244,000 99.6%	
	合計			28,244,000	

親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		100,229	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.3%		100,229 0.4%	
	合計			100,229	
合計				28,344,229	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第10期 (平成26年 4月25日現在)	第11期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	394,269	570,804
投資信託受益証券	13,117,120	17,814,903
親投資信託受益証券	10,019	10,022
未収利息	-	1
流動資産合計	13,521,408	18,395,730
資産合計	13,521,408	18,395,730
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,946	15,007
未払受託者報酬	2,113	2,560
未払委託者報酬	80,826	97,843
その他未払費用	153	164
流動負債合計	94,038	115,574
負債合計	94,038	115,574
純資産の部		
元本等		
元本	10,946,365	15,007,752
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,481,005	3,272,404
（分配準備積立金）	2,450,785	2,759,904
元本等合計	13,427,370	18,280,156
純資産合計	13,427,370	18,280,156
負債純資産合計	13,521,408	18,395,730

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第10期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	第11期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取配当金	527,850	564,490
受取利息	33	90
有価証券売買等損益	△1,281,170	△624,409
営業収益合計	△753,287	△59,829
営業費用		
受託者報酬	2,113	2,560
委託者報酬	80,826	97,843
その他費用	153	164
営業費用合計	83,092	100,567
営業利益又は営業損失（△）	△836,379	△160,396
経常利益又は経常損失（△）	△836,379	△160,396
当期純利益又は当期純損失（△）	△836,379	△160,396
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△13,961	14,836
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,346,787	2,481,005
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,974	1,119,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,974	1,119,526
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,392	137,888
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,392	137,888
分配金	10,946	15,007
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,481,005	3,272,404

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数	１．　計算期間の末日における受益権の総数

10,946,365口	15,007,752口
2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額　1.2267円	1口当たり純資産額　1.2180円
(10,000口当たり純資産額)　(12,267円)	(10,000口当たり純資産額)　(12,180円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期
自　平成25年10月26日
至　平成26年　4月25日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	443,956円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	8,588,476円
分配準備積立金額	D	2,017,775円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,050,207円
当ファンドの期末残存口数	F	10,946,365口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,094円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,946円

第11期
自　平成26年　4月26日
至　平成26年10月27日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	460,231円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	12,913,192円
分配準備積立金額	D	2,314,680円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,688,103円
当ファンドの期末残存口数	F	15,007,752口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,453円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,007円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自　平成25年10月26日 至　平成26年　4月25日	第11期 自　平成26年　4月26日 至　平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２　有価証券関係に記載しております。 これらは、金先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	11,045,805円	期首元本額	10,946,365円
期中追加設定元本額	47,080円	期中追加設定元本額	4,669,770円
期中一部解約元本額	146,520円	期中一部解約元本額	608,383円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,249,820	△626,713
親投資信託受益証券	5	3
合計	△1,249,815	△626,710

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・コモディティ・トラスト－ゴールド・フューチャー・ファンド－クラスZAR		17,814,903	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.5%		17,814,903 99.9%	
	合計			17,814,903	

親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		10,022	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%		10,022 0.1%	
	合計			10,022	
合計				17,824,925	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第10期 (平成26年 4月25日現在)	第11期 (平成26年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	410,211	401,434
親投資信託受益証券	85,947,015	84,957,927
未収入金	253,354	-
流動資産合計	86,610,580	85,359,361
資産合計	86,610,580	85,359,361
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	85,180
未払解約金	253,354	-
未払受託者報酬	896	926
未払委託者報酬	7,921	8,407
その他未払費用	1	4
流動負債合計	262,172	94,517
負債合計	262,172	94,517
純資産の部		
元本等		
元本	86,193,554	85,180,955
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	154,854	83,889
（分配準備積立金）	146,093	202,235
元本等合計	86,348,408	85,264,844
純資産合計	86,348,408	85,264,844
負債純資産合計	86,610,580	85,359,361

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第10期 自　平成25年10月26日 至　平成26年 4月25日	第11期 自　平成26年 4月26日 至　平成26年10月27日
営業収益		
受取利息	43	41
有価証券売買等損益	41,988	25,434
営業収益合計	42,031	25,475
営業費用		
受託者報酬	896	926
委託者報酬	7,921	8,407
その他費用	1	4
営業費用合計	8,818	9,337
営業利益又は営業損失（△）	33,213	16,138
経常利益又は経常損失（△）	33,213	16,138
当期純利益又は当期純損失（△）	33,213	16,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	205	103
期首剰余金又は期首欠損金（△）	116,051	154,854
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,219	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,219	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,424	1,820
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,424	1,820
分配金	-	85,180
期末剰余金又は期末欠損金（△）	154,854	83,889

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 4月26日から平成26年10月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数 86,193,554口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 85,180,955口
２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0018円 (10,000口当たり純資産額)　(10,018円)	２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0010円 (10,000口当たり純資産額)　(10,010円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
１.分配金の計算過程	１.分配金の計算過程

第10期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	67,272円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	188,187円
分配準備積立金額	D	78,821円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	334,280円
当ファンドの期末残存口数	F	86,193,554口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	38円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第11期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	143,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	185,976円
分配準備積立金額	D	144,376円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	473,391円
当ファンドの期末残存口数	F	85,180,955口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	55円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	85,180円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 平成26年 4月25日現在	第11期 平成26年10月27日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）
1 元本の移動

第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日		第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日	
期首元本額	82,691,342円	期首元本額	86,193,554円

期中追加設定元本額	4,512,599円	期中追加設定元本額	0円
期中一部解約元本額	1,010,387円	期中一部解約元本額	1,012,599円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 平成25年10月26日 至 平成26年 4月25日	第11期 自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	42,725	25,332
合計	42,725	25,332

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド		84,957,927	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.6%		84,957,927 100.0%	
合計				84,957,927	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村金先物投信（通貨選択型）」の各ファンドは「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(平成26年10月27日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,960,984
国債証券	60,008,027
特殊債券	57,252,728
現先取引勘定	60,000,600
未収利息	130,567
前払費用	71,258
流動資産合計	188,424,164
資産合計	188,424,164
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	187,275,492
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,148,672
元本等合計	188,424,164
純資産合計	188,424,164
負債純資産合計	188,424,164

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年10月27日現在	
１．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0061円
(10,000口当たり純資産額)	(10,061円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成26年 4月26日 至 平成26年10月27日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成26年10月27日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券、特殊債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年10月27日現在	
期首	平成26年 4月26日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	204,502,156円
同期中における追加設定元本額	28,330,314円
同期中における一部解約元本額	45,556,978円
期末元本額	187,275,492円
期末元本額の内訳＊	
野村インド株投資　マネープール・ファンド	53,421,869円
野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型	84,442,826円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年２回決算型	9,129,350円
野村南アフリカ資源関連株投信　マネープール・ファンド	884,158円
野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型	996,215円
野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	99,622円
野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	99,622円
野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型	996,216円
野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	99,622円
野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	9,962円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	997,887円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	998,495円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（ニュージーランドドルコース）毎月分配型	996,337円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	1,003,293円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	997,000円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	100,755円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	99,898円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	99,927円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（ニュージーランドドルコース）年２回決算型	9,978円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	997,001円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型	9,985円
野村ＰＩＭＣＯ・米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型	9,978円
財形給付金ファンド	30,662,409円
野村セレクト・オポチュニティ・ファンドＰ　ハイブリッド型（適格機関投資家専用）	113,087円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(平成26年10月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年10月27日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第３２２回	20,000,000	20,001,429	
		国庫債券　利付（２年）第３２３回	20,000,000	20,001,741	
		国庫債券　利付（２年）第３２４回	10,000,000	10,001,487	
		国庫債券　利付（２年）第３２８回	10,000,000	10,003,370	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：31.8%	60,000,000	60,008,027 51.2%	
	合計			60,008,027	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３３６回	2,000,000	2,006,760	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３３７回	5,000,000	5,020,252	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３３８回	2,000,000	2,011,665	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　政府保証第３４１回	4,000,000	4,028,339	
		公営企業債券　政府保証第８４４回	3,000,000	3,000,183	
		公営企業債券　政府保証第８４５回	10,000,000	10,011,325	
		首都高速道路債券　政府保証第１９５回	9,000,000	9,029,544	
		阪神高速道路債券　政府保証第１４１回	2,000,000	2,002,485	
		阪神高速道路債券　政府保証第１４８回	10,000,000	10,112,463	
		商工債券　利付第７２１回い号	10,000,000	10,029,712	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：30.4%	57,000,000	57,252,728 48.8%	
	合計			57,252,728	
合計				117,260,755	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２ファンドの現況

純資産額計算書

野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	3,422,277,909円
Ⅱ　負債総額	4,489,730円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,417,788,179円
Ⅳ　発行済口数	3,490,854,138口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9791円

野村金先物投信（豪ドルコース）年２回決算型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	1,604,429,390円
Ⅱ　負債総額	11,398,888円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,593,030,502円
Ⅳ　発行済口数	1,004,363,815口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5861円

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	843,901,084円
Ⅱ　負債総額	4,491,317円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	839,409,767円
Ⅳ　発行済口数	933,645,854口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8991円

野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	250,049,349円
Ⅱ　負債総額	236,517円

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	249,812,832円
Ⅳ　発行済口数	184,642,076口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3530円

野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	29,638,091円
Ⅱ　負債総額	107,707円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,530,384円
Ⅳ　発行済口数	35,072,423口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8420円

野村金先物投信（南アフリカランドコース）年２回決算型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	17,570,972円
Ⅱ　負債総額	2,085,789円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,485,183円
Ⅳ　発行済口数	11,975,653口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2931円

野村金先物投信（マネープールファンド）年２回決算型

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	85,327,628円
Ⅱ　負債総額	1,606円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	85,326,022円
Ⅳ　発行済口数	85,235,234口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0011円

（参考）野村マネーポートフォリオ　マザーファンド

平成26年11月28日現在

Ⅰ　資産総額	244,196,457円
Ⅱ　負債総額	20,097,900円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	224,098,557円
Ⅳ　発行済口数	222,719,854口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0062円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１委託会社等の概況

＜更新後＞

(1)資本金の額

平成26年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制

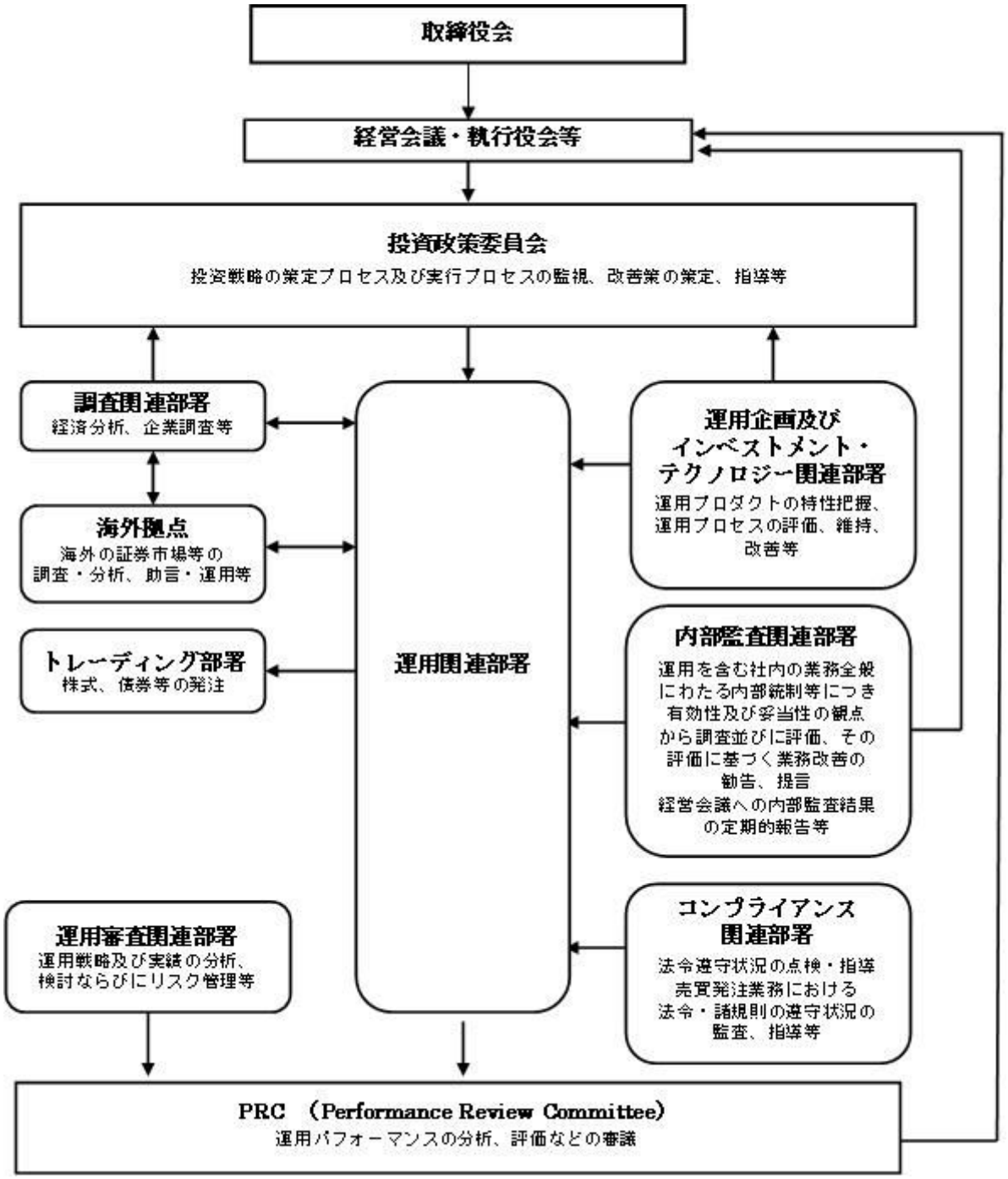

２事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年10月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	842	15,575,640
単位型株式投資信託	47	232,784
追加型公社債投資信託	18	6,406,819
単位型公社債投資信託	74	684,544
合計	981	22,899,786

３委託会社等の経理状況

＜更新後＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(平成25年４月１日から平成26年３月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成26年４月１日から平成26年９月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

（１）貸借対照表

		前事業年度 (平成25年３月31日)		当事業年度 (平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			333		247
金銭の信託			51,061		51,758
有価証券			4,500		11,800
前払金			-		0

前払費用			29		28
未収入金			271		287
未収委託者報酬			8,651		10,741
未収収益			4,224		5,999
繰延税金資産			1,504		2,010
その他			12		159
貸倒引当金			△6		△8
流動資産計			70,582		83,026
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※２	485		442	
器具備品	※２	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

		前事業年度 (平成25年３月31日)		当事業年度 (平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※１		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※１		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716

負債合計			25,385		27,907
（純資産の部）					
株主資本			71,942		80,249
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			43,032		51,339
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

（２）損益計算書

		前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)		当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※２	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131

旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)		当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※１	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※３	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

（３）株主資本等変動計算書

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	－	6,679	86,929

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年

	(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年３月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年３月31日)	当事業年度末 (平成26年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　2,368百万円 未払費用　1,584 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　518百万円 器具備品　2,524 合計　3,043	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　4,601百万円 未払費用　1,607 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　565百万円 器具備品　2,849 合計　3,414

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　2,922百万円 支払利息　44 ※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 ※３．固定資産除却損 建物　5百万円 器具備品　23 ソフトウェア　89 合計　118	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　3,568百万円 支払利息　5 ※２．役員報酬の範囲額 (同左) ※３．固定資産除却損 建物　-百万円 器具備品　6 ソフトウェア　11 合計　17

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成24年５月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,090百万円
１株当たり配当額	600円
基準日	平成24年３月31日
効力発生日	平成24年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	770円
基準日	平成25年３月31日
効力発生日	平成25年６月21日

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成25年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	770円
基準日	平成25年３月31日
効力発生日	平成25年６月21日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年３月31日
効力発生日	平成26年６月２日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-

(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

当事業年度（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで

す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってます。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成25年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成25年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成25年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

４．その他有価証券(平成25年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

投資信託(※１)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	―
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

（※１） 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年４月１日　至 平成25年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	―
投資信託	708	―	60
合計	730	6	60

当事業年度　（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成26年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成26年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

４．その他有価証券(平成26年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	―
小計	11,800	11,800	―
合計	22,467	12,082	10,384

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	－	－	－
投資信託	761	－	51
合計	761	－	51

（注）投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇　退職給付関係

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成25年３月31日)

イ．退職給付債務	△15,209百万円
ロ．年金資産	12,456
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△2,752
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	－
ホ．未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△813
チ．前払年金費用	－
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△813

３．退職給付費用に関する事項(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

イ．勤務費用	608百万円
ロ．利息費用	251
ハ．期待運用収益	△237
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	－
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	△40
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	885
チ．その他(注)	170
計	1,055

（注）確定拠出年金への掛金支払額等であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．　割引率	1.5%
ハ．　期待運用収益率	2.5%
ニ．　過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．　数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．　会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347
前払年金費用	△347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇　税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年３月31日)	当事業年度末 (平成26年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,050
賞与引当金	1,181
所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501
未払事業税	184
ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	208
時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172
未払社会保険料	90
退職給付引当金	292
繰延ヘッジ損失	18
その他	124
繰延税金資産小計	5,189
評価性引当金	△2,704
繰延税金資産計	2,485
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	2,620
前払年金費用	-
繰延税金負債計	2,620
繰延税金負債(純額)	135

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%
関係会社株式評価減	10.3%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,947
賞与引当金	1,434
所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	502
未払事業税	425
ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	206
時効後支払損引当金	181
子会社株式売却損	172
未払社会保険料	100
退職給付引当金	-
繰延ヘッジ損失	-
その他	126
繰延税金資産小計	6,284
評価性引当金	△3,602
繰延税金資産計	2,681
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	3,757
前払年金費用	125
繰延税金負債計	3,882
繰延税金負債(純額)	1,200

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.4%
外国税額控除	△0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%
関係会社株式評価減	4.7%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。

この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報
① 売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報
① 売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	―	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	―

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)　資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*２） ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
（*３） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
（*４） 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円) ㈱野村総合研究所
流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

当事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*１)	8,000	短期借入金	－
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	－

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者　　との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２)	5,073	未払費用	716

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*４)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000(百万円)	信託銀行業	―	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	―
							借入金利息の支払	6	未払費用	―

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１)　資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*２)　ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*３)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*４)　投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のと

おりであります。

	(百万円)
	㈱野村総合研究所
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

◇　１株当たり情報

前事業年度 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	当事業年度 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)
１株当たり純資産額　14,866円12銭 １株当たり当期純利益　1,264円08銭	１株当たり純資産額　16,877円25銭 １株当たり当期純利益　2,382円87銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　6,510百万円 普通株式に係る当期純利益　6,510百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　12,273百万円 普通株式に係る当期純利益　12,273百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成26年９月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		363
金銭の信託		49,988
有価証券		7,300
未収委託者報酬		11,088
未収収益		7,909
繰延税金資産		1,224
その他		543
貸倒引当金		△9
流動資産計		78,408
固定資産		

有形固定資産	※１	1,554
無形固定資産		7,237
ソフトウェア		7,236
その他		1
投資その他の資産		21,240
投資有価証券		10,219
関係会社株式		10,458
前払年金費用		262
その他		299
固定資産計		30,031
資産合計		108,440

		平成26年９月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		1
未払償還金		32
未払手数料		4,484
その他未払金	※２	2,354
未払費用		8,902
未払法人税等		1,266
賞与引当金		2,372
その他		122
流動負債計		19,538
固定負債		
時効後支払損引当金		521
繰延税金負債		2,673
固定負債計		3,194
負債合計		22,732
(純資産の部)		
株主資本		80,007
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		51,097
利益準備金		685
その他利益剰余金		50,412
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		25,805
評価・換算差額等		5,699
その他有価証券評価差額金		5,699
純資産合計		85,707
負債・純資産合計		108,440

◇中間損益計算書

		自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		45,964

運用受託報酬		14,813
その他営業収益		103
営業収益計		60,881
営業費用		
支払手数料		22,789
調査費		13,225
その他営業費用		2,376
営業費用計		38,390
一般管理費	※１	12,272
営業利益		10,218
営業外収益	※２	2,879
営業外費用	※３	25
経常利益		13,071
特別利益	※４	912
特別損失	※５	279
税引前中間純利益		13,704
法人税、住民税及び事業税		2,975
法人税等調整額		845
中間純利益		9,883

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249
会計方針の変更による累積的影響額						△81	△81	△81
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
当中間期変動額								
剰余金の配当						△10,043	△10,043	△10,043

中間純利益						9,883	9,883	9,883
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△160	△160	△160
当中間期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,805	51,097	80,007

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更による累積的影響額			△81
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,679	6,679	86,847
当中間期変動額			
剰余金の配当			△10,043
中間純利益			9,883
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△979	△979	△979
当中間期変動額合計	△979	△979	△1,140
当中間期末残高	5,699	5,699	85,707

[重要な会計方針]

1　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております） 時価のないもの…移動平均法による原価法
2　金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
4　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

	(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が127百万円減少し、繰越利益剰余金が81百万円減少しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ19百万円増加しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成26年９月30日現在
※１　有形固定資産の減価償却累計額 3,584百万円 ※２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自　平成26年４月１日
至　平成26年９月30日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	212百万円
無形固定資産	1,362百万円
長期前払費用	9百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	2,308百万円
金銭信託運用益	346百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

時効後支払損引当金繰入	23百万円

※４　特別利益の内訳

投資有価証券等売却益	794百万円
株式報酬受入益	117百万円

※５　特別損失の内訳

投資有価証券等評価損	90百万円
固定資産除却損	189百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　平成26年４月１日
至　平成26年９月30日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２　配当に関する事項

配当金支払額

平成26年５月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	10,043百万円
(2) 1株当たり配当額	1,950円
(3) 基準日	平成26年３月31日
(4) 効力発生日	平成26年６月２日

◇金融商品関係

当中間会計期間　（自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金・預金	363	363	-
(2)金銭の信託	49,988	49,988	-
(3)未収委託者報酬	11,088	11,088	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,412	16,412	-
(5)関係会社株式	3,064	153,806	150,742
資産計	80,916	231,659	150,742
(6)未払金	6,874	6,874	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,484	4,484	-
その他未払金	2,354	2,354	-
(7)未払費用	8,902	8,902	-
(8)未払法人税等	1,266	1,266	-
負債計	17,043	17,043	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,106百万円、関係会社株式7,394百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難

と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　（平成26年９月30日）

１．満期保有目的の債券(平成26年９月30日)
該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(平成26年９月30日)

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	3,064	153,806	150,742
合計	3,064	153,806	150,742

３．その他有価証券(平成26年９月30日)

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	9,112	282	8,829
小計	9,112	282	8,829
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	7,300	7,300	－
小計	7,300	7,300	－
合計	16,412	7,582	8,829

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　平成26年４月１日　至　平成26年９月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地

域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日
１株当たり純資産額　16,639円93銭 １株当たり中間純利益　1,918円81銭 (注)１.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 ２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　9,883百万円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る中間純利益　9,883百万円 期中平均株式数　5,150千株

第２【その他の関係法人の概況】

１名称、資本金の額及び事業の内容

＜更新後＞

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成26年10月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成26年10月末現在

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　俊寛	

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（豪ドルコース）毎月分配型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（豪ドルコース）年2回決算型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（豪ドルコース）年2回決算型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年2回決算型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（ブラジルレアルコース）年2回決算型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　俊寛	

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　俊寛	

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年12月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部　俊夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　寛

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村金先物投信（マネープールファンド）年2回決算型の平成26年4月26日から平成26年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村金先物投信（マネープールファンド）年2回決算型の平成26年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　部　俊　夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第５５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２６年１１月２１日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　部　俊　夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　俊　寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第５６期事業年度の中間会計期間（平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２６年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。